

大和郡山市子ども・子育て会議  
平成 26 年度 第 2 回会議

○開催日時

平成 26 年 7 月 28 日（月）午後 2 時～

○開催場所

大和郡山市役所 2 階 200 会議室

○出席者

委員 12 名

生田委員、乾委員、大倉委員、葛本委員、小橋委員、菅家委員、高田委員、畑山委員、  
森田委員、山田委員、吉野委員、米田委員

（敬称略 五十音順）

事務局 6 名

○傍聴人数

7 名

○次第

1 開 会

2 議 題

- （1）大和郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について
- （2）大和郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準（案）について
- （3）大和郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について

3 閉 会

○議事

1 開 会

事務局：ただ今より、平成 26 年度第 2 回目の大和郡山市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、ご多用の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、会議資料の確認をさせていただきます。

～配付資料の確認～

事務局：本日は12名全員の委員の皆さまの参加ということで、大和郡山市子ども・子育て会議条例第7条第2項に基づきまして、会議が成立する旨ご報告させていただきます。

本日ご出席いただいております委員の皆さま及び事務局につきましては、お手元の座席表でご確認いただきますようお願いいたします。

ここで新委員のご紹介をさせていただきます。平成26年6月6日をもちまして小倉委員がPTA連合協議会を退任されたことにもないまして、新たに平成26年6月7日付で市PTA連合協議会の推薦により菅家委員に子ども・子育て会議委員をおつとめいただくことになりました。また会議は公開で開催させていただいておりますので、傍聴の希望の申し出がございましたら、前回同様会長より皆さまにお諮りしてご承認いただければ傍聴人の入場後、議事を進めていただく予定です。これからの議事につきましては、大和郡山市子ども会議条例第7条第1項に基づきまして、会長のもとで進めさせていただきます。

生田会長、よろしく願いいたします。

生田会長：皆さま、こんにちは。梅雨も明けまして大変暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。先日職員が保育園の近くの道沿いにきれいなひまわりが植わっているので、子ども達に写真を撮らせてあげようということで散歩がてら連れて行きまして、子ども達が撮ったひまわりの写真を保護者の方が見られるように掲載していたのですが、実はそのひまわりは筒井の学童の子達が植えているひまわりでした。それを聞いた保護者の方が学童の先生にそのお話しをして、保育園の子ども達にひまわりを一本ずつあげようということで、大切に育てたひまわりを保育園の子ども達に持ってきてくれるというようなことがありました。そのときに先生達、学童の子ども達、保育園の子ども達と地域がつながっているというのはすごく良いなと感じました。

今日の会議ですけれども、ご出席いただいている委員の皆さんは子どもに関係のある、そういうつながりを持ってこの会に集まっていたと思います。今日は大和郡山市の条例の案ということで、子ども達のこれからの家庭的保育事業や特定保育施設等の基準になるものをこのあとご説明いただくことになっております。子ども達のつながりを大切にさせていただいて、そしてより良い意見を皆さんからたくさん聞ければと思っています。大切なことですので、場合によっては皆さんひとり一人の意見を聞いてみたいと思っていますので、そのときはそれぞれ立場をもって子ども達を中心とした目線でご意見をいただければと思っています。また本日の会議もより良い会議となりますように、お願い申し上げます。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは議事にそって進めていきたいと思いますが、その前に事務局より傍聴希望者がいらっしゃるとお聞きしました。この会議は原則公開となっております。本日も傍聴希望者が7名おられるということですので、傍聴に関する基準第2条に従いまして皆さんの意義がなければ承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

(傍聴者入場)

生田会長：それでは、お手元の議事に従いまして進めてまいりたいと思います。

議事（１）大和郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局：それでは大和郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について、ご説明いたします。

まず概要についてご説明させていただきたいと思います。家庭的保育事業等の種類が書いてありまして、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の４つの事業に対しまして、新制度において大和郡山市が認可をしていくというものでございます。概要ですが、家庭的保育事業につきましては、市が行う研修を修了した保育士、保育士と同等の知識、経験を有する方が保育できるようになっています。一人で三人まで子どもを保育し、補助者をつければ五人まで保育できるという形になっています。家庭的保育事業を行う保育者の居宅などのスペースで保育を行っていただく事業です。

次に小規模保育事業ですが、A型、B型、C型と３種類ありまして、まずA型につきましては、こちらは保育園と同じような基準で運営することとなっております。保育園については20名以上の定員規模となっておりますので、それ以下、19名以下のミニ保育園というイメージで考えていただければと思います。次にC型についてですが、先ほどご説明しました家庭的保育事業を行う方がグループで保育を行う場合を想定しております。C型を運営される方というのは家庭的保育者という形になります。A型とC型の中間型としまして、B型が設けられております。B型については、保育者の半数以上は保育士でないといけないという形となっております。違いとしましては、A型は全員保育士の方が保育し、B型は半分以上の方が保育士資格を有するとなっております。C型については、保育士資格がなくても運営できるという形となっております。

続いて居宅訪問型保育事業についてですが、こちらは利用者の居宅に出向いて一対一で保育をする事業となっております。こちらも保育をする方は家庭的保育者でありまして、市の行う研修を修了した方が保育できるということになっておりますので、保育士資格がなくても運営できるという形になっております。

それから事業所内保育事業ですが、こちらは企業が事業所内保育を設置されている場合で、その内何人か地域のお子さんを受け入れていただく場合について、今回家庭的保育事業等に含まれるという形になっていきます。これら四つの事業を認可する上で、認可の設備及び運営基準というものを定めていかなくはなりません。この基準についての案を説明させていただきます。事前にお配りしております資料①をご覧ください。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）となっております。こちらの表の見

方ですが、まず左端に項目がございまして、第何条についてはどんな項目であるという  
ような項目が書かれています。それから真ん中に国の基準が書かれています。こちらの  
国基準に対して右側に本市の基準案という記載欄があります。この国基準に対しまして  
本市の基準を定める際に、必ず国の基準に適合しなければならない「従うべき基準」と、  
地域の事情に応じて場合によっては国基準を変更しても良いという「参酌基準」という  
2通りの考え方があります。次のページをめくっていただきますと、基準類型は「参酌  
すべき」もしくは「従うべき」という形に分けて書いております。

それではまず1ページから説明させていただきます。第一章の総則におきましては、  
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の四つに共  
通する部分であります。まず第1条の趣旨ですが、児童福祉法に基づいて市が条例を定  
める基準ということで、第何条は従うべき基準です。第何条は参酌すべき基準ですとい  
うことが書かれています。それから第二条「最低基準の目的」です。「市町村が条例で定  
める基準は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適  
切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されるこ  
とを保障するものとする。」第三条、第四条には最低基準の向上について書かれておりま  
す。「市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。」「事業者は、最低  
基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。」といったことが  
書かれています。

ページをおめくりいただきまして、第五条「家庭的保育事業者の一般原則についてで  
す。家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人  
格を尊重して、その運営を行わなければならない。」「事業者は、地域社会との交流及び  
連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の  
内容を適切に説明するよう努めなければならない。」「事業者は、自らその行う保育の質  
の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」「事業者は、定期的に外部の者  
による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければな  
らない。」「法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなけ  
ばならない。」「事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼  
児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。」という形になっ  
ております。こちらは、国基準に対して参酌すべき基準となっております。参酌した上  
で特にこの基準を変えるべき事情も大和郡山市には見受けられませんので、このまま国  
基準どおりとさせていただきたいと思っております。これに加えまして事業者についてですが、  
大和郡山市暴力団排除条例を定めている関係で、事業者については暴力団、あるいは暴  
力団関係者を排除する規定を盛り込みたいと考えております。

続きまして第六条「保育所との連携」です。家庭的保育事業等につきましては、0歳  
から2歳児までのお子さんを対象に保育する事業となっておりますので、3歳以降連携  
できる保育園、幼稚園、認定こども園を確保しなければならないという旨が書かれてい  
ます。連携の内容としては、日々の保育において集団保育を連携保育施設で経験するた  
めの機会を設けたり、あるいは職員が病気等で代替職員が必要な場合、連携施設から応  
援に来てもらう等の連携について書かれております。こちらは国基準に対して従うべき

基準となっておりますので、国基準どおりといたします。

それから第七条「家庭的保育事業者等と非常災害」についてです。「消火器等の消化用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。」「避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。」こちらは参酌基準となっております、国基準どおりとします。

第八条「家庭的保育事業者等の職員の一般的要件」です。「保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。」となっております。こちらも参酌すべき基準となっております、国基準どおりとします。

第九条「家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等」についてです。「職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。」「事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。」こちらは参酌基準となっております。国基準どおりといたします。

第十条「他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準」についてです。「他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。」こちらについては、ただし書中の保育に直接従事する職員に係る規定については従うべき基準で、それ以外は参酌する基準となっております。国基準どおりといたします。

第十一条「利用乳幼児を平等に取り扱う原則」についてです。「事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。」こちら従うべき基準です。国基準どおりといたします。

第十二条「虐待等の禁止」です。「事業者の職員は、利用乳幼児に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。」としております。こちらも従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第十三条「懲戒に係る権限の濫用禁止」についてです。「事業者は、利用乳幼児に対し懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。」としております。こちらも従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第十四条「衛生管理等」についてです。「利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとする。」「家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとする。」「必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。」「居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。」

い。」「居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。」としております。こちらは参酌基準となっております。国基準どおりといたします。

第十五条「食事」についてです。「利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。」「利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。」「前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。」「調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。」「利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。」としております。これは従うべき基準となっております。国基準どおりといたします。

第十六条「食事の提供の特例」についてです。「食事に提供にあたり、連携施設からの搬入ができる場合、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。」となっております。ページをめくっていただきまして、「栄養士による必要な配慮」「給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。」「利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。」他の連携施設から搬入をする場合、責任者はこれらのことを把握できていなければならないとなっております。連携施設につきましては、他に系列法人が運営する小規模保育事業や社会福祉施設、医療機関等があります。第十六条は従うべき基準となっておりますので、国基準どおりといたします。

続きまして第十七条「利用乳幼児及び職員の健康診断」についてです。「事業者は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、行わなければならない」「ただし児童相談所における乳児又は幼児については、事前に健康診断をすまされたお子さんであれば、健康診断の結果を把握しておけば良い。」ということになっております。「健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は解除、停止する等必要な手続をとることを、事業者に勧告しなければならない。」「職員の健康診断に当たっては、特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。」としております。こちら参酌すべき基準となっております、国基準どおりといたします。

第十八条「家庭的保育事業所等内部の規程」についてです。「事業者等は、次の一から十一までの各号、事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。」としております。「一 事業の目的及び運営の方針」「二 提供する保育の内容」「三 職員の職種、員数及び職務の内容」「四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日」「五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額」「六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員」「七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項」「八 緊急時等における対応方法」「九 非常災害

対策」「十 虐待の防止のための措置に関する事項」「十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項」についてです。こちらは参酌すべき基準となっております、国基準どおりといたします。

第十九条「家庭的保育事業所等に備える帳簿」についてです。「職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくこと」となっております。こちらは参酌基準で、国基準どおりといたします。

第二十条「秘密保持等」についてです。「職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。」となっております。また「職員であった者が秘密を漏らすことがないように、施設は必要な措置を講じなければならない。」となっております。こちらは従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第二十一条「苦情への対応」です。「事業者は苦情の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。」「苦情について市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。」としております。こちらは参酌基準となっております。国基準どおりといたします。以上が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に関する部分であります。

続いて第二章「家庭的保育事業」について説明いたします。第二十二条「設備の基準」が書かれております。「乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。」「専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。」「乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。」「衛生的な調理設備及び便所を設けること。」「同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。」「前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。」「火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。」となっております。こちら調理設備を設けることについては従うべき基準で、それ以外は参酌すべき基準となっております。こちらについても国基準どおりといたします。

第二十三条「職員」についてです。「家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の場合には、調理員を置かないことができる。」「調理業務の全部を委託する場合」「連携施設から食事を搬入する場合」は、調理員を置かないことができるとしております。「2 家庭的保育者は、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。」「保育に専念できる者」「欠格事由に該当しない者」となっております。こちらは従うべき基準となっておりますので、国基準どおりとするか、もしくは「職員の要件が研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する者」となっておりますが、研修を修了した保育士のみと保育士に限定するか、こちらにつきましてはあとでご意見を頂戴したいと思います。「3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。」こちらも従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第二十四条「保育時間」についてです。「保育時間は一日につき八時間を原則とし、乳

幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。」となっております。こちらは参酌すべき基準で、国基準どおりといたします。

第二十五条「保育の内容」についてです。「事業者は、厚生労働大臣が定める保育指針に準じて保育を提供しなければならない。」となっております。こちらも従うべき基準で、国基準どおりといたします。

次のページをめくっていただきまして、第二十六条「保護者との連絡」についてです。「保育事業者は保護者と密接な連絡をとり、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。」となっております。こちらは参酌すべき基準で、国基準どおりといたします。

続いて第三章「小規模保育事業」についてです。第二十七条「小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。」となっております。こちらは従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第二十八条「設備の基準」についてです。まずA型の設備ですが、「乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。」「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。」「乳児室又はほふく室には、必要な用具を備えること。」「満二歳以上の幼児を利用させる事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。」「保育室又は遊戯室の面積は、幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。」「保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。」「乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を二階以上に設ける場合は下記の基準に従うものとする」となっております。こちらは今の保育園の基準に準じたものとなっております。調理設備に係る部分については従うべき基準で、それ以外は参酌すべき基準となっております。こちらについても国基準どおりといたします。

第二十九条「職員」についてです。「小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、連携施設から食事を搬入する場合等については、調理員を置かないことができる。」となっております。「2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、その数の合計数に一を加えた数以上とする。」乳児につきましては、おおむね三人につき保育士一人。満一歳以上満三歳に満たない幼児については、おおむね六人につき保育士一人。満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人。満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人となっております。2歳児までの保育を行う事業所となっておりますので、3歳児以上についての規定は例外の場合の規定ということになります。ページをおめくりいただきまして、「3 保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。」となっております。こちらについては従うべき基準となっておりますので、国基準どおりといたします。

第三十条「準用」についてです。「第二十四条から第二十六条までの規定は準用する。」となります。保育時間、保護者と連携を密にする等が書いてあるところになります。こちらも国基準どおりといたします。



第三節「小規模保育事業B型」についてです。第三十一条「職員」について、「B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。」先ほどと同様に委託する、連携施設から搬入する場合は、調理員を置かないことができます。「2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。」となっております。こちら先ほどのA型と同じように、乳児につきましては、おおむね三人につき保育士一人。満一歳以上満三歳に満たない幼児については、おおむね六人につき保育士一人となります。「3 保育士の数の算定に当たっては、保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。」となっております。こちらにおきましても従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第三十二条「準用」についてです。こちら先ほどと同じように、保育時間、保護者と連携を密にする等の規定に準用することとなっております。こちら国基準どおりといたします。

第四節「小規模保育事業C型」についてです。第三十三条「設備の基準」について、「小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。」「乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。」「乳児室又はほふく室の面積は、乳児又幼児一人につき三・三平方メートル以上。」「乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。」「満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。」「保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。」「保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。」「保育室等を二階以上に設ける場合は、建築の基準に該当するものであること。」となっております。こちらについても、調理設備に係る部分は従うべき基準で、それ以外は参酌すべき基準となっております。国基準どおりといたします。

第三十四条「職員」についてです。「小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務を委託する場合又は連携施設から搬入する場合については、調理員を置かないことができる。」となっております。「家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。」こちら従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第三十五条「利用定員」です。「小規模保育事業所C型は、その利用定員を六人以上十人以下とする。」こちら従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第三十六条「準用」です。先ほどと同じく国基準どおりといたします。

第四章「居宅訪問型保育事業」についてです。第三十七条「居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。」ということで、「障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育」それから、通っていた保育所が撤退する場合の受け入れ、ひとり親世帯の方が夜間仕事に出られる場合などに居宅訪問型保育事業の保育を提供できるようになっています。こちら従うべき基

準で、国基準どおりといたします。

第三十八条「設備及び備品」についてです。「事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。」としております。こちら参酌すべき基準で、国基準どおりといたします。

第三十九条「職員」についてです。「居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。」こちらは従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第四十条「居宅訪問型保育連携施設」についてです。「当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、障害児入所施設等の連携先を確保しなければならない。」としております。こちらは従うべき基準ですので、国基準どおりといたします。

第四十一条「準用」こちらも国基準どおりといたします。

第五章「事業所内保育事業」です。第四十二条「利用定員の設定」について、事業所保育事業につきましては、次のページに全体の利用の定員数とそれに対する地域のお子さんの受け入れの数が書かれております。こちらも参酌すべき基準となっております。国基準どおりといたします。

第四十三条「設備の基準」についてです。「事業所内保育事業の設備の基準は、次のとおりとする。」ということで、「乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。」としております。こちらは20人以上の定員の場合の規定となっております。それから「乳児室の面積は、乳児又は幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。」「ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。」「乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。」「満二歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。」「保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。」「保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。」「保育室等を二階、三階に設ける建物は、次の基準に従うこと。」となっております。こちらも保育園の設備に準じております。

次ページをめくっていただきまして、第四十四条「職員」についてです。「事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務を委託する場合や連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。」としております。「保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、最低二人を下回ることはできない。」となっております。乳児につきましては、おおむね三人につき一人の保育士。満一歳以上満三歳に満たない幼児つきましては、おおむね六人につき一人の保育士。満三歳以上満四歳に満たない児童は、おおむね二十人につき一人。満四歳以上の児童は、おおむね三十人につき一人の保育士という設定となっております。保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができるとしてあります。従うべき基準と

なっておりますので、国基準どおりといたします。

第四十五条「連携施設に関する特例」についてです。事業所内保育につきましては、定員 20 人以上の施設についてでありますので、連携施設を求めることを要しないという形になっております。従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第四十六条「準用」の規定です。これも国基準どおりといたします。

第四十七条「職員」についてです。事業所内保育所の定員が 19 名以下の部分について書かれております。職員については、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。調理を委託する場合、食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができるとしております。それから保育従事者の数についてです。「次の各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。」乳児については、おおむね三人につき一人。満一歳以上満三歳に満たない幼児につきましては、おおむね六人につき一人。満三歳以上につきましては、0 歳から 2 歳までの受け入れの事業所ですので、例外の規定となっています。保育士の数の算定に当たっては、先ほどからと同じように保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができるとなっております。こちらについても従うべき基準で、国基準どおりといたします。

第四十八条につきましても「準用」規定となっておりまして、国基準どおりといたします。

最後附則については、基準がすぐに達成できなくても経過措置があるということなどについて書かれております。こちらは従うべき基準で、国基準どおりといたします。

以上で基準の説明を終わらせていただくのですが、ご意見いただきたい部分につきましては、別途表にまとめておりますので、そちらの資料をご覧ください。こちらは国の子育て会議の資料を抜粋したもので、今まで長々と説明させていただいた基準について、表にまとめたものでございます。おおむね国の基準に従う方針で基準案を作っておりますが、一部ご意見いただきたい部分もありますので、その部分について説明させていただきます。順番に家庭的保育事業、小規模保育事業、A 型、B 型、C 型、それから事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ということで、一段目に職員数、3 対 1 と書かれておりますのは、子ども 3 人につき保育者一人という見方です。それから二段目に保育従事者について記載してあるところを見ていただきたいのですが、家庭的保育事業の保育従事者、保育するものにつきましては、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識と経験を有すると市町村が認める者となっておりまして、保育士資格がない方でも研修を修了すれば家庭的保育事業を実施できるということになっております。この研修を受けた家庭的保育者が運営する事業としましては、家庭的保育事業と小規模保育事業の中の C 型につきましても研修を修了した家庭的保育者が保育できるようになっております。同じく居宅訪問型保育事業につきましても、保育従事者は市町村の研修を修了した者ということになっています。小規模保育事業については、全員が保育士、B 型については半分以上が保育士で残りの方は研修を受けた保育士でない方も可能となっています。それから事業所内保育事業につきましては、定員が 20 名以上と 19 名以下の二つに分かれるのですが、定員が 20 名以上の事業所のについては、保育所と同じ形にな

りますので、全員が保育士です。19名以下については形としては小規模保育のA型、B型の形になるということで、A型については全員が保育士、B型については半分以上が保育士ということになっております。以上がご意見をいただきたい部分についてです。保育士資格を有しなくても保育できる事業、家庭的保育事業と小規模保育のC型、居宅訪問型保育事業につきましてご意見いただければと思います。

生田会長：ありがとうございます。今の中でも中心としてご意見をいただきたいところという説明がありましたけれども、その部分あるいはそれ以外に対してご質問やご意見がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

山田委員：市町村長が行う研修とありますけれども、誰がどういう形で研修を実施するのかということと、保育士と同等以上とありますが、これはどういうお考えなのかをお聞かせいただけないでしょうか。

事務局：まず研修についてですけれども、家庭的保育事業というのは主に待機児童解消のために都心部でよく行われている事業で、たとえば大阪市などでは研修に精通する会社に委託して、そこで研修を受けていただくという形をとっております。研修の内容につきましては、基礎研修と認定研修というものがあまして、基礎研修はすべての方に受けていただくのですが、講義内容21時間、実習が二日間以上となります。資格を持っていない方については、認定研修を受けていただかなければならないとなっています。これについては、講義は40時間、実習が48時間の部分と20日間の部分の二つに分かれるのですが、そういう研修を受けていただくという内容になっています。

山田委員：研修の場所はどこですか。

事務局：その辺りはこれからです。新しい事業でもありますし。

山田委員：単純に研修を何時間とか受講したら有資格者のになれるわけですか。

事務局：保育士と同等以上の方というのがどういう方かというところではありますが、この辺りについても今後考えていかなければならないと思っています。

生田会長：他にご意見いかがでしょうか。

乾副会長：わたくしは大和郡山市のサポートセンターの代表なのですが、家庭的保育事業にほぼなるのかなと思っています。あと居宅訪問は、利用者のお家に行かせてもらうという形でやらせてもらっています。講習の時間数やこれからの講習の状況等が出たのですが、一応サポーターという形で登録して保育をしているという形です。サポートセンター独自で研修という形で月一回定例会を開いて、そのあと一時間半もしくは二時間、保健師、

保育士、市の方に来ていただいて、勉強をさせていただいております。あとAEDの研修も年一回入れております。今お話しがあった40時間にはちょっと足りないかなと思うので、今後決まりましたら、サポートセンターの講習会についても考えていきたい。待機児童の話もちょうと出たのですが、サポートセンターで受けている場合は、待機児童のみならず一時預かりという形でやらせていただいております。保育士という形で括られてしまうと、保育士の資格を持っている者も何名かおります。今サポーターの協力が約60名おります。市内の個人及び学校関係の集団等に行かせてもらっていますが、一割も保育士はないかと思っておりますので、研修をつんでという形でこちらも捉えていきたいですので、保育士以上の経験という表現は微妙な点かなと思います。この辺も皆さんでお話しいただけたらと思います。

事務局：一つ確認なのですが、サポートセンターと家庭的保育事業は全く別もので、家庭的保育事業はあくまで認可の事業になるのですが、今の条例で認可基準を定めたものがサポートセンターの事業の適用になるかというところはなりません。これはあくまで市の認可施設として、小規模保育事業と家庭的保育事業があるのですが、認可する事業についてはお手元に配らせていただいている基準でいきますという話しであって、サポートセンターは別の事業になりますので、今の条例案が適用になるということはありません。

乾副会長：わかりました。そういう形で移行になるかなと。

事務局：別の事業ですので、それはなりません。

生田会長：やられていることは近いと思うのですが、第二十二条からの設備、保育の資格というその辺を満たしていかないといけないということです。他にありませんか。

森田委員：母として考えたことなのですが、一人の方が三人の赤ちゃんを見ておられるときに、保育士さんの資格があればより安心なのですが、保育士さんでなくてもたくさんのお子さんを育ててこられた経験がある方だと安心は安心です。ただ一人で見ていただくということで、他の大人の目がいないということは、預ける側としてはちょっと心配です。予算などいろいろ難しいことがあると思いますが、認定資格みたいな形で研修を受けられた方、資格があるとか無いとかでは無く、市長から与えられた資格というような基準の高いものにしていただけると、預ける方は安心かなと思います。

米田委員：方針を見たときに子育て支援、待機児童対策などいろいろな子育て支援対策がありますが、どちらかというと大人側に立った基準で、子どもの側に立っていないと感じます。特に乳児の場合、大人からいっぱい愛情を受けて愛着関係ができた中で考える力や生きる力など、人間として人格を形成する一番大事な時期ですので、やはりある程度の認識を持っていないと危険だと思います。昨日認定こども園を作った友人から、赤ちゃんが泣いているときにあやさない保育士をどういうふう考えるか。抱きぐせとの関わ

りについて教えてくれとメールがありました。基本的に抱きぐせという言葉は大人のものであって、乳児の時期は泣くしか手段がないですので、泣いて訴えたらまず受け入れるのが本当だと思います。抱きぐせがつくと困るから抱かないでくれという間違っただ指導をする保育園があると聞いているので、昨日メールを見て不安に思いました。そういう意味で子どもの側に立って、何をその時期に大事にしなければいけないか、保育所でお預かりして子どもにどう接するかという基本的な知識があるべきだと思います。

また、保育現場におりましたときに、手を上げてきてくださるお母さんへのペアレントトレーニング養成講座を主催しましたときに、精神的につらい方がいらっしゃいました。気持ちは豊かなのですが、お子さんとそういう方が一緒に密室の中にいるということになるとやはり危険です。そういうことも含めて、ある程度認定するモデルのようなものをきちんと設ける必要があると思います。実際は保育士不足で困っているのですが、最低ラインはきちんと保ってほしいです。

生田会長：やはり高い基準を設けた人に親としてはみてもらいたいというところだと思います。保育士の資格をどうとらえていくのかということも大切なことだと思います。他にご意見ありましたらお願いします。

小橋委員：在宅訪問型という中には障がい、疾病の子ども達、集団保育が難しい子ども達の利用が想定されており、それは本当に専門的なことだと思います。子ども達の命を守るというところでは、集団の中でも大変なこともあります。一対一というのは何が起こるか分からないところもあるので、その辺の基準も大事かなと思います。子育てを経験されていて十分という方もいらっしゃいますが、やはり命を守るということでは、先ほどから出ています基準というものが大事なのかなと思います。家庭的保育事業等内部の規定というのも、これをクリアしようと思ったら高いレベルが必要なのかなとも思います。

生田会長：ありがとうございます。他にご意見はありませんか。

吉野委員：認定こども園や小規模などいろいろ増やしてやっといこうとされているのですが、大和郡山市の待機児童はどのくらいの人数がいるのですか。

事務局：4月に国へ報告した待機児童数は2名です。ただ国の待機児童をカウントする基準がありまして、「保育園が決まってから仕事をしよう」など、緊急性を要しない方についてはカウントしないことになっていますので、そういう方も含めるとニーズ的にはもう少しいらっしゃるかと思います。

吉野委員：スカスカ状態にはならないのですか。

事務局：待機児童がいらっしゃる限りは事業をしたいとお申し出があった場合、認可していくということで、その辺はニーズをみながらの形になると思います。スカスカにはならない

かと思いますが。

事務局：待機児童がいれば認可はしないといけないのですが、待機児童がないという状況であれば、認可をしないことができるということで規定されております。その辺は国の方も建物を乱立して子どもがいけないという状況は当然避けるべきだという判断はあると思うので、市としてもスカスカにならないような判断はしていきたいと思います。

畑山委員：職員数の対比というのは変わらないのでしょうか。家庭的保育事業は0～2歳児が三対一となっておりますが、0歳児三人を一人で見るととても大変です。複数で見ている三対一というのは可能であっても、もし0歳ばかり三人を家で見るとなると、とても危険だと感じます。この対比はもう少し緩やかにはならないのでしょうか。

事務局：国の基準の中では従うべき基準となっております。

畑山委員：保育園だと複数職員がいるので応援を呼ぶこともできますが、もし家庭で一人の人間が見ていたら応援を呼べる人がいないので大変だと思います。

事務局：変えるとなれば複数で子どもさんを見ないといけないという形になってくるかなと思います。一対一で見るという基準にはできないと思います。

生田会長：たしかに三対一の基準で示されているので、それにともなった財源を確保されていると思うので、それを二対一や一対一にしていくことになると、それにプラスアルファを考えていかないといけないということがあるのかなと思います。たしかに三対一より二対一の方が安心ではありますが、そこを変えると財源的なところも関わってくるのかなと思います。小規模になればなるほど、変わりがいなくなってくるので、ご意見として参考にさせていただきたいと思います。

葛本委員：これは国が決めている基準、もしくは最低基準と考えたときに、これ以上であればいいという考え方はできないのかということと、三の倍数でなければならないのかということ。たとえば三対一で、四人はだめで六人で二人にしないとだめなのか。最低限という考え方からすれば、三で一人のところより四で二人のところの方が安心ということになりますよね。三対一の考え方をどういうふうにつかですごく大きく変わってくると思います。三人を一人で見ると、六人を二人で見るとは全然意味合いが違うと思いますので、その考え方も単に国が決めた三対一にこだわらなくてもいいのではないかと思います。

生田会長：おっしゃるように最低基準です。私達既存の保育所も最低基準を守りながら、ただ最低基準の体制でしたらとてもじゃないけど日々の保育は行えません。入ってくる収入の範囲でこの事業が成り立つ中でやっているの、基準は決まっていますが、ここを最低

でやるか、もう少したくさんの方でやるか、そこは考え方に関わってくると思います。ここをどう変えるか、どこまでできるかというのは難しいところはあると思いますが、貴重な意見としてお預かりさせていただきます。

吉野委員：東京でベビーシッターの事件がございましたが、ネットで簡単に申し込みができるという危険性はすごく大きくて、預けたいと思う人が市役所に行って申し込むのか、メールで簡単にやり取りするのかでまったく違うと思います。もっとあの事件から日本人達が学んで、受け入れシステム、預けることをお願いするシステムというのをしっかりと考えていかないといけないと思います。いろいろな形態の保育事業がOKとされるのであればなおのことだと思います。

事務局：当面の間、市役所への申し込みになります。事業を始める方に関しても、市がしっかり確認することとなっておりますので、ネット上の危険性は考えられないと思います。

生田会長：いろいろご意見いただいているのですが、最初の資格のところに戻させていただいて、もう一度ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

菅家委員：今回はじめて参加させていただきまして、今日は皆様のご意見を聞かせていただきました。実際保育園の保護者の方や職員の方々と接する機会がなかったので、現場の声を聞くことがありませんでした。これからいろいろ問題点など勉強させていただきたいと思います。

大倉委員：国の基準というのは都市部などの待機児童がすごく多いところで、それを解消するためにゆるい基準で多く子ども達が入れるようにということだと思います。大和郡山市は待機児童も少ないですし、基準的には保育士の資格がある方がやっていく方がいいのかなと思います。

畑山委員：保育士資格をお持ちで勉強や実習をされてきている方と、子育てしたからという人達では、経験的には同じ部分もあるかもしれないとは思いますが、専門的に勉強して資格を持っている人がたくさんおられて、潜在保育士の掘り起こし、保育士バンクなどが作られている中で、そういう人達に現場に戻ってもらうという動きもあるようですので、子ども達を良い方向に育てていくには、保育士資格を持っている人に関わってほしいなと思います。

事務局：保育士資格か国基準かということで、全委員の方にお聞きいただいてよろしいですか。

菅家委員：子育てしてきたものとしては、保育士資格がある人の方が望ましいという感じがします。



高田委員：私も保育士の資格を持っている人を採用して、財源がある限り市の方から保育士を養成するような形でもっていくと良いのではないかと思います。私自身も資格を持っているのですが、ある程度の情報がないと子育てしていただければ無理だと思いますし、親としても不安な部分があると思います。

森田委員：私は必ずしも必要ではないと思っています。国基準どおりとするのか、研修を修了した保育士のみとするのかという感じなのですが、門戸は広く開けておいても良いのではないかなと思います。研修の内容を上げて、この施設だったら安心というお墨付きがあれば大丈夫かなと思いました。

小橋委員：保育士資格があった方が良いと思います。

山田委員：基本的にこれを遵守していきたいと思っています。市の認可事業になりますので、しっかりと責任を持って認可を行えば良いのではと思います。

葛本委員：保育士資格がある方が望ましいと思います。ただ、たしかに仕組みを作っていただくことも大事なのですが、子どもの立場に立つということも大事でしょうし、預ける側の気持ちを預かる側がきちんとわかって預かるのも大事だと思います。仕組みの中で子どもを育てていくだけではなく、子どもはこれからの世の中を支えていく貴重な財産なのだということで、どう育てていくかという気持ちを持っていかないと、良い法律を作っても何もならないと思います。必ずしも 100%資格ということではなく、資格がある方が望ましいというふうに感じました。

大倉委員：資格を持っていても長年現場に立っておられない方でブランク等があると、私も資格を持っていますが、いざやってくださいと言われても自信がありません。保育士資格があっても市の研修などを受けた人がやった方が良くないかなと思います。

米田委員：乳児保育に関しては比較的新しい内容ですので、前に資格を持っていたとしてもそれが有効であるかといえば、そうではない場合もあると思います。ただ、気になるのは特定保育の職員は資格を持っていないといけない、しかし小規模になったときにそれを緩めるというところが、子どもの側に本当に立っているのかなと感じます。一番大事な時期にいろんな意味で知識をきちんと持っていないと危険だと思うので、最低ラインとして資格を持っているということは大事だと思います。

吉野委員：保育士資格の中に今は少し発達心理であったり、人との関わりなどの授業が増えてきていると思うのですが、保護者の方たちも一緒に育っていきましょうということもやっていかないといけないといけませんので、現行の保育士資格を持っていたらOKというのは安易かなと思います。カウンセリング学や発達心理学をもっと重視してやってもらった上での保育士資格が必要ではないかということと、幼稚園の資格も合わせて持つておくという

ことも大事なのではないかと思います。

乾副会長：資格を持っているということは、基礎の部分勉強しているということなので、それはもちろん賛成なのですが、それをどう活かしていくかという点では、習ったことを実践していくというところで少し無理があるのかなと思います。保育園にお迎えに行くのですが、いろんな先生がいらっちゃって、もう少し何とかしてほしいなという先生もおられます。保育士資格を持っていることにこしたことはないですが、知識欲が強く研修を積まれた方であれば、資格がなくても十分通用するのではないかと思います。

生田会長：いろんな意見をいただきものをまとめると、保育士の資格を持っている方が望ましいという意見が多かったと思いますが、資格を持っていても一度も保育の経験がない方、かなりのブランクがある方がいらっしゃると思いますので、相応の研修は大事だという意見が多かったように思います。それと事業者に対してはそれなりの思いを持ってしっかりやってもらえるような事業者を認可するというのも市町村における大事な役目だというご意見があったかと思います。保育士の資格を持っていない方でも、子育て経験を持っている有能な人材をどう育て、どう活用していくかということを今後の課題として見据えていかないといけないのかなと思います。

それでは、事務局の方でこの意見を参考にして再度検討の上決定させていただきたいと思います。とりあえずこの案については承認ということで、事務局に一任ということでご理解いただければと思いますが、よろしいですか。それでは議題（２）大和郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）についてご説明いただきたいと思います。

事務局：特定教育・保育施設というのは保育所、幼稚園、認定こども園のことでありまして、特定地域型保育事業というのが、先ほどご説明いたしました家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となっております。市が財政的に支援を行っていく上でこれらの事業について確認をしなければならないとなっておりますので、その確認のための基準となります。まず第一条、趣旨という形で子育て支援法によって市が条例で定めなければならないとなっております。第二条には用語の定義が書かれています。第四条、認定こども園、幼稚園、保育園の部分について利用定員を定めなければならないということが書かれています。第五条、利用の申し込みがあった場合は事前に文書で説明して同意を保護者から得なければならないということが書かれています。第六条、申し込みがあった場合、正当な理由がなければ断わってはならないということが書かれています。定員を超えている場合の選考方法等は保護者に明示しなければならないとなっております。次に４ページ第十三条、施設側が保護者から利用者負担額を受けた場合、また保育費用の支払いを受けた場合、領収書を発行しなければならないということが書かれています。５ページ第十五条、認定こども園は教育・保育要領、幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育指針に基づく教育・保育の提供をしなければならないというようなことが書かれています。８ページ、子どもを平等にあつかう原則、虐待禁止、

懲戒に関する権限乱用の禁止、秘密の保持等については、従うべき基準として定められています。7ページ第三十二条、こちらは事故防止について、従うべき基準として定められております。8ページについては特例について書かれております。以上が特定保育・教育の内容になっております。

続いて9ページからは地域型保育の運営に関する基準についてです。利用定員、利用者負担額、秘密の保持、虐待の禁止等については、先ほどと同じ内容になっております。これら事業所の確認事業としての基準を定めるものでありまして、全般的に国の基準どおりという形で定めていきたいと思っております。簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

生田会長：ありがとうございます。これらの基準を満たしている事業所が認可されるということによろしいでしょうか。

事務局：認可されていることが前提です。認可されている事業の中で、この運営基準がクリアできた事業所に対して財政支援を行うという意味合いです。

生田会長：ご意見、ご質問があればお願いいたします。ないようであれば承認とさせていただきます。それでは続きまして、議題（3）大和郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について、事務局よりご説明願います。

事務局：4月30日付で国の方から放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が示されました。第一条から第二十一条の基準になっておりまして、その基準に基づいて大和郡山市におきましても放課後健全育成事業、今は学童保育所と呼んでおりますが、それに関する基準を条例で定めることとなっております。第一条から第四条に関しましては、基準に関する根拠等を示しておりますので、説明は省略させていただきます。第五条から第二十一条が今回国から示された基準でございます。その基準に基づいて大和郡山市としてどういう基準を作るのかというのが、本市町村基準案となっております。国の方から示された基準に関しては、従うべき基準、参酌すべき基準の二つに分けられております。必ず従わなければならない基準としましては、第十条の職員の部分でございます。続きまして、参酌すべき基準といたしまして、こちらは市町村で検討し、きちんとした理屈が立つのであれば変更しても良いという基準となっており、第十条以外すべて参酌すべき基準となっております。大和郡山市におきましてこの基準を基に事務局で検討しましたところ、大和郡山市で定める条例の本文につきましては、国の基準どおり制定させていただきたいと考えております。ただしこの基準をそのまま当てはめると大和郡山市の現在行っている学童保育所での運営上支障をきたすところが二箇所ございます。第九条「2 専用区画の面積は児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。」こちらは前回の会議でもお示しさせていただいたとおり、大和郡山市の学童保育所では数字的につらいところがあります。それから第十条「4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に

一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。」となっております。こちらにおきましても現在の大和郡山市ではつらいところがございます。以上この二点につきましては、条例の本文以外に附則としまして、経過措置を設けることにより代用したいと考えております。附則の第二条「この条例の施行の際現に放課後児童健全育成事業が行われている放課後児童健全育成事業所については、当分の間、第9条第2項並びに第10条第4項の規定は、適用しない。」ということで謳わせていただいております。この二点を経過措置として当分の間適用しないということで対応し、現場が混乱しないようにしていきたいと考えております。以上でございます。

生田会長：これにつきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

森田委員：経過措置は何年ぐらいを考えておられるのでしょうか。

事務局：今回は具体的な年数は出しておりません。当分の間ということとしております。

山田委員：当分の間で大丈夫なのですか。

事務局：他市町村の例から見ても問題はありません。

生田会長：ご意見、ご質問はありませんか。なければ承認させていただきたいと思います。このあとまた気になること、ご質問等があれば事務局へご連絡をいただくということによろしいですか。ありがとうございます。これですべての議事を終了させていただきます。

事務局：本日は長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。本日ご審議いただいた内容については、後日市のホームページ等で掲載させていただく予定としております。次回子ども・子育て会議の予定ですが、8月25日（月）14時から場所はこちらで予定させていただいておりますので、皆さまには今回同様文書にて詳細をご通知させていただきます。本日はありがとうございました。